

2024年11月2日

青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度検討有識者会議
議長 本田 明弘 殿

一般社団法人 日本風力発電協会
一般社団法人 太陽光発電協会
一般社団法人 再生可能エネルギー長期安定電源推進協会

青森県「再エネ共生制度」および「再エネ新税」に関する事業者3団体の意見

日本風力発電協会（JWPA）、太陽光発電協会（JPEA）および再生可能エネルギー長期安定電源推進協会（REASP）（以下「事業者3団体」といいます。）は、「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度検討有識者会議」（以下「有識者会議」といいます。）において検討されている「再エネ共生制度」および「再エネ新税」について、再エネの健全な普及を推進する事業者団体としての立場から、意見を表明します。

昨年9月、宮下宗一郎知事が公表した「自然環境と再生可能エネルギーの共生構想」（以下「本共生構想」といいます。）の趣旨については、事業者3団体としても共感しております。特に、「再エネの普及拡大が国全体として不可欠な状況となっている」ことへの認識を前提として、自然環境と再エネが持続可能で共存共栄していく姿を描いていくという考え方を示していただいたことに感謝する次第です。

もっとも、本共生構想に基づき、検討が進められている「共生制度」および「再エネ新税」は、事業者にとって全く新しい制度となります。こうした「制度変更リスク」は、新制度の対象とされる風力発電事業および太陽光発電事業だけでなく、他のビジネスも含めて青森県への事業進出等の投資判断に大きく影響します。新制度の内容しだいでは、他の地域もうらやむ「資源」と優位性を有する青森県が、「制度変更リスク」が顕在化した地域として捉えられてしまうことにもなりかねません。そうなれば、各企業の投資意欲の低下を招き、また県内企業が建設工事や長期にわたる運転・保守に参画する機会も奪われてしまいます。

事業者3団体は、こうした事態に陥らないことを願うとともに、「青森県の自然・地域」と「カーボンニュートラル、エネルギー安全保障に貢献する再エネ」の共生は実現できると信じ、県民のみなさまをはじめ、あらゆるステークホルダーにとって望ましい、青森県ならではのルールづくりを期待し、以下のとおり意見を表明します。

本田議長ならびに委員のみなさまにおかれましては、時間の制約もある中で、多岐にわたる議論を進めておられることに、敬意を表します。検討にあたっては、規制を受ける当事者であり、納税義務者にもなる我々事業者の意見を十分に踏まえていただきますよう、お願い申し上げます。

1. 「ゾーニング」について

■「保全地域」の対象

現行の国の基準を超えて、青森県が独自に国よりも厳しい規制を設けることは、基本的に避けていただきたいと考えています。仮に、国より厳しい規制を県が独自に設ける場合には、その規制根拠が明確に示された上で、十分かつ丁寧な議論・検討がなされる必要があると考えます。

例えば、第4回有識者会議では、事業が実施できないエリア「保護地域（案）」に、自然公園区域の2種・3種も含まれていますが、現行自然公園法施行規則では、再エネ発電施設の新築・改築・増築は禁止されておりません。自然公園区域の2種・3種については「保護地域」とするのではなく、事業実施の余地が残る「保全地域」としていただきたいと考えております。

同様に、「緑の回廊」やその他、国の基準では保護地域となっていない規制区分についても、「保護地域」とするのではなく、事業実施の余地が残る「保全地域」としていただくことを要請します。

特に風力発電に関しては、事業に適した風況が期待できる上記のエリアについて、一律に「保護地域」とすることは適当ではなく、「保全地域」としておくことで、一定の条件を満たした場合には、事業実施が可能となる余地を残していただくことを求めます。

また、「ゾーニング」の設定にあたっては、再エネの導入に積極的な市町村の意向も十分に踏まえていただくことが重要であると考えます。

■「共生区域」の定義の明確化

今後の新規案件のうち、温対法の促進区域、農山漁村再エネ法の設備整備区域に加えて共生区域として認められる「その他これらに準じた区域」について、明確かつ具体的な基準を示していただくことが必須と考えております。

2. 「合意形成プロセス」について

■ 予見可能性の観点と対象事業

事業計画において予見可能性の低下が予想されること、現行の法規制内容に照らして、後から規制が著しく強化されることは、事業者の投資を困難にするため、ルールづくりにあたっては、特に予見可能性について十分に担保される必要があります。具体的には、「合意形成プロセス」の対象事業は、条例施行後に「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（以下「再エネ特措法」といいます。）に基づくFIT/FIP認定を取得する案件に限定していただきたいと考えます。

また、特に風力に関しては、第4回有識者会議で示された「合意形成プロセス」のうち、環境影響評価手続後（共生区域）のフローに従った場合、FIT/FIP認定から3年以内の取得が義務付けられている許認可を期日までに取得することができず、さらに再エネ特措法で規定されている期限までに運転開始することも困難となります。このため、FIT/FIP認定から3年以内の取得が義務付けられている次の許認可については、「合意形成プロセス」の対象外としていただくことが重要であると考えます。

- 森林法における林地開発許可
- 宅地造成及び特定盛土等規制法の許可
- 砂防三法（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法）における許可

■「合意形成」のあり方と市町村の負担

「合意形成」は目的・結果であって、その手段・プロセスについては、必ずしも国の法律に基づかないものであっても、認められるようにしていただきたいと考えております。

例えば、農山漁村再エネ法のスキームに初めて取り組む市町村にとっては、リソースも限られている中で、時間もコストもかかってしまうこととなります。「共生区域」の活用を進めるためにも、「合意形成プロセス」でいう「合意」については、市町村の負担も考慮した上で、柔軟に捉える必要があると考えます。

■「ガイドライン」の策定にあたっては事業者の関与と協力が不可欠

青森県独自の「合意形成プロセス」を円滑に運用するためには、市町村や事業者にとっ

て、わかりやすい「ガイドライン」を策定しておくことが重要であると考えます。「共生制度」の趣旨を踏まえた内容にするため、また、現場の実務に役立つガイドラインを策定するため、事業者3団体ならびに会員各社は協力を惜しみません。

また、条例の施行日については、適切な内容のガイドラインが策定され、市町村や事業者に対してガイドラインの内容を十分に周知するための期間が設けられるなど準備が整えられた上で、条例が施行されるべきと考えます。

3. 「再エネ新税」について

■財産権や経済活動の自由に対する留意

前提として、再エネ新税の創設にあたっては、カーボンニュートラル社会の実現に取り組む再エネ事業者の財産権や経済活動の自由を過度に制約するものとならないよう、十分に留意していただく必要があると考えます。

■既存事業（既設）に再エネ新税を課されることには反対

既存事業に再エネ新税を課されることは、いわば「後出し課税」と言わざるを得ません。今こうした再エネ新税の議論がなされ、来年に条例が制定されることについて、開発当時の事業者には一切の予見可能性がありません。すなわち、事業者が開発に着手する際には様々な前提事実を考慮するところ、特に、課税関係は、キャッシュフローに直接的な影響を与える事実ですので様々なリスクシナリオを想定しますが、「後出し課税」を想定していた事業者は皆無といえます。開発当時、将来の再エネ新税を予見できるはずもなかったことを踏まえ、既存事業への課税は見送っていただくべきと考えます。

■「開発中」の案件をどのように取り扱うかについても予見可能性の観点が重要

上記のとおり既存事業に再エネ新税を課すことは見送っていただくべきと考えます。そこで、「既存事業」と「それ以外（新規を含む）の事業」の線引きをどうするかが事業者にとっては重要になります。ここでもやはり、事業者の予見可能性という基本的な視点を踏まえることがきわめて重要と考えます。事業者がFIT/FIP認定を取得するまでに、各種調査や環境影響評価や地域との合意形成等に相当程度費用と時間と労力を費やしていることを踏まえれば、「条例施行日」の前日までに、再エネ特措法に基づくFIT/FIP認定を取得済の案件は、実質的に「既存事業」と同じように取り扱うこととし、課税対象とすべきではないと考えます。

再エネ特措法に基づくFIT/FIP制度は、「課税コスト」を転嫁できない制度になっています。「ポイント・オブ・ノーリターン」を過ぎた「開発中」の案件に課税されてしまった場合、市町村をはじめとする地域に「還元」することで合意している利益の一部を、想定外の青森県への納税分に充てることも検討せざるを得ません。このことは、再エネ事業を受け容れてくれた市町村をはじめとする地域との関係で、事業者3団体の各会員がもっとも懸念していることの一つです。

なお、条例の成立日までにFIP入札済の案件は、FIP認定を取得済の案件と同様、再エネ新税によるキャッシュフローへの影響について予見可能性がありません。条例の施行日については、条例およびガイドラインの周知期間の他、FIP入札からFIP認定までの期間に関しても十分に考慮していただくべきと考えます。

■投資家や金融機関への影響

多くの再エネ発電事業は、金融機関からの借り入れ（プロジェクトファイナンス等）によって成り立っていることから、再エネ新税の導入による影響は、金融業界にも波及し、より厳しい融資審査を受けることとなります。そうなれば、事業の実現可能性が低下し、

ひいては事業者による青森県への投資意欲が低下する事態を招きかねません。投資家や金融機関への影響にも留意いただきたいと思います。

■事業者へのヒアリングを踏まえた適切な負担水準

仮に、一定の条件のもとで、再エネ新税が課されることになった場合、その負担水準は、青森県における再エネ発電事業の優位性を損なうことなく、かつ再エネの普及を妨げない程度の水準であることが、もっとも重要だと考えます。

事業者の事業性や担税力を踏まえて、負担水準が耐えられる程度のものであることを検証する作業は、きわめてテクニカルかつ重要なものであるため、課税対象と範囲、具体的な税率の検討にあたっては、各事業者への個別ヒアリングが欠かせないと考えます。

■「共生区域」内の案件

共生区域に設定された地域に再エネ発電施設を有する企業については、青森県内の市町村に対し、他の種類の納税等を通じてすでに貢献しているため、再エネ新税の課税対象とすべきでないと考えます。

最後に、事業者3団体ならびに会員各社は、再エネ業界全体の姿勢・取組として、地域からの信頼と理解を大前提に、引き続き丁寧な説明に基づく合意形成に努めながら、再エネの健全な普及を推進し、青森県の発展に貢献してまいりたいと考えております。

以上